

鹿角市公告第25号

平成31年度に鹿角都市計画下水道事業受益者負担金の賦課をする区域を定めたので、鹿角都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成6年鹿角市条例第36号）第5条の規定に基づき公告する。

平成31年度内に受益者負担金を賦課する区域

鹿角市花輪字荒田、下花輪、寺ノ後、福士の各一部

鹿角市十和田錦木字下野添の一部

鹿角市十和田毛馬内字上土ヶ久保の一部

平成31年4月1日

鹿角市長 児 玉

